

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年12月14日

京都市長 榊 本 頼 兼

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達件名

- ア 電力の供給（京都市衛生公害研究所）
- イ 電力の供給（京都市身体障害者リハビリテーションセンター）
- ウ 電力の供給（京都市美術館）
- エ 電力の供給（京都市青少年科学センター）
- オ 電力の供給（京都市総合教育センター）
- カ 電力の供給（京都市建設局洛南排水機場）

### (2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

### (3) 契約（供給）期間

平成19年4月1日午前0時から平成20年3月31日午後12時まで

## 2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）であって、一般競争入札参加資格確認申請を提出した日において次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認まで

の期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者

- (2) 本件入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち一者のみが本件入札に参加できるものとする。
- (3) 電気事業法第3条第1項の規程により一般電気事業の許可を受けている者（以下「一般電気事業者」という。）又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出をした者（以下「特定規模電気事業者」という。）であること。
- (4) 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

なお、今回の電力調達に係る入札では、他の電気事業者から必要な電力の一部を購入することもできるものとする。

- (5) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあつてはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあつては電力の供給条件が、一般電気事業者が電気事業法第19条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。
- 3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

- (1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から平成18年12月27日午後5時まで、次の場所において無償で交付する。

ただし、京都市の休日定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

## (2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成18年12月27日午後5時までに、持参により京都市理財局財務部調度課まで、提出しなければならない。

書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

イ 市長は、アによる質問を受けたときは、平成19年1月15日までに、質問に対する回答書を、京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

## 4 競争入札参加資格確認の手続

### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(3)から(5)までに掲げる条件に関する書類等

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から平成18年12月27日午後5時まで。ただし、休日を除く。

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

3(1)の場所へ提出すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成19年1月15日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成19年1月19日午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出しなければならない。なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成19年1月24日までに、説明

を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時まで、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時まで、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 京都市衛生公害研究所

平成18年1月26日 午後4時

(2) 京都市身体障害者リハビリテーションセンター

平成18年1月26日 午後4時10分

(3) 京都市美術館

平成18年1月26日 午後4時20分

(4) 京都市青少年科学センター

平成18年1月26日 午後4時30分

(5) 京都市総合教育センター

平成19年1月26日 午後4時40分

(6) 京都市建設局洛南排水機場

平成19年1月26日 午後4時50分

京都市理財局財務部調度課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年1月25日午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

## 6 入札方法

- (1) 入札は、1(1)に掲げる調達件名ごとに行う。
- (2) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。
- (3) 落札の決定は、上記(2)による契約単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めたものとする。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 本公告に関する問い合わせ先 3(1)の交付場所に同じ

#### 10 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。

(理財局財務部調度課)